

沖縄県警察手帳の取扱いに関する訓令

発出年月日:昭和47年 5 月15日
文書番号:沖縄県警察本部訓令26
公表範囲:全文

改正 前略…平成14. 9 訓令20

(趣旨)

第1条 警察手帳（以下「手帳」という。）の取扱いについては、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほかこの訓令の定めるところによる。

(名刺入れ)

第2条 手帳の名刺入れ（以下「名刺入れ」という。）には、常時、名刺3枚を納めるものとする。

2 名刺入れには、名刺以外の物を納入しないものとする。

(台帳)

第3条 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、手帳台帳（様式第1号）を備え付け、手帳の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

(事故報告)

第4条 警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手帳を紛失し、又は盗難、火災等のため滅失した場合（手帳の本体、証票又は記章のみの場合を含む。）、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その事実を調査した上、警察手帳遺失・紛失・盗難報告書（手配）（別記様式第2号）によりその状況を本部長に報告しなければならない。

(再交付)

第5条 警察官等は、次の各号に掲げる場合には、手帳若しくは手帳の本体、証票又は記章（以下「手帳等」という。）の再交付を所属長に願い出なければならない。

(1) 前条第1項の事故があつたとき。

(2) 手帳等をき損し、または汚損したとき。

(3) その他手帳等の再交付の必要が生じたとき。

2 証票に表示された事項に異動があつたときは、前項に準じ証票の引換えを願い出なければならない。

3 前2項の願い出を受けた所属長は、警察手帳等再交付申請書（別記様式第3号）により本部長に再交付を申請しなければならない。

4 手帳等の再交付を受けた場合は、これと引換えに従前の手帳等を、手帳等の再交付を受けた後、紛失又は盗難にかかる手帳等を発見し、若しくは回復したときは、その手帳等を所属長を通じて本部長に返納しなければならない。

(返納)

第6条 所属長は、所属の警察官等が離職又は休職若しくは停職を命ぜられた場合は、速やかに手帳を返納させなければならない。

2 警察官等が死亡した場合には、所属長は、その家族をして返納させ、又は自ら返納のための処置を講じなければならない。

3 所属長は、前2項により返納させた手帳は、速やかに警務課長に送付しなければならない。

ただし、停職の場合は、その期間中所属長が保管するものとする。

(手帳携帯の除外)

第7条 規則第6条の規定に基づき、警察官等が手帳を携帯しないことができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害警備等に従事するときであつて、所属長において手帳の携帯を不適當を認めるとき。
- (2) 前号のほか、所属長において特に手帳の携帯を不適當と認めるとき。

(手帳取扱の指導)

第8条 所属長その他監督の任にある者は、随時手帳を点検し、取扱いの適正を期するよう指導しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (平成12. 3. 2 訓令4)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14. 9. 30訓令20抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。